

1	処分年月日	令和7年2月28日
2	処分を受けた宅地建物取引業者に関する事項	
	(1) 商号又は名称	株式会社明治不動産
	(2) 代表者	上野 真仁
	(3) 主たる事務所の所在地	茨城県石岡市国府1-2-2
	(4) 免許番号	茨城県知事(3)第6811号
	(5) 免許年月日	令和4年2月17日
3	処分の内容 (1) 処分の内容及び根拠となる条項 宅地建物取引業法(以下「法」という。)第65条第1項による指示処分 (2) 指示の内容 ア 今回と同様の法違反の再発を防ぐため、少なくとも以下の事項について必要な措置を講じること。 (イ) 今回の違反に係る法の規定の趣旨を十分に理解し、今回の違反内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。 (ロ) 適正な業務執行が行えるよう、社内の管理体制の整備、充実を行うこと。 イ アについて講じた措置((1)以外に講じた措置がある場合にはそれを含む。)を1ヶ月以内に文書をもって報告すること。	
4	処分理由 当該業者は、土地の売買の媒介に関し、売買の契約が成立するまでの間に、依頼者に媒介契約書を交付しなかった。このことは、宅地建物取引業法第34条の2第1項に違反する。 また、当該土地の売買の契約が成立するまでの間に、依頼者に対して、重要事項を記載した書面を交付して説明を行わなかった。このことは、法第35条第1項に違反する。 これらは、法第65条第1項の規定に基づく指示処分に該当する。	